訪問看護(介護予防も含む)サービス重要事項説明書

この「重要事項説明書」は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令 37 号)」第 8 条の規定に基づき、訪問看護サービス提供契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

訪問看護は、看護師等が自宅を訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスです。介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もおられます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

1.事業者の概要

事業者の名称	医療法人　徳洲会
事業者の所在地	大阪府大阪市北区梅田一丁目 3 番 1-1200 号
事業者の代表	理事長　　東上　震一
連絡先	電話 06-6346-2888　FAX　06-6346-2889

2.サービス提供を担当する事業所

事業所の名称	医療法人　徳洲会 福岡徳洲会訪問看護リハビリステーション　やよい
指定事業所番号	福岡県指定　4061690055
事業所の所在地	福岡県春日市須玖北4丁目5番地
連絡先	直通　：　092-915-4110 FAX　：　092-915-4111 管理者　：　脇坂　トヨ子
通常の事業実施地域	春日市・大野城市・那珂川市・太宰府市・ 福岡市南区・福岡市博多区

3.事業の目的及び運営方針について

事業の目的	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した生活が営めるよう療養生活を支援し、心身の維持回復を目指すことを目的とする。
運営方針	①利用者の心身機能の維持回復を図る ②利用者又はその家族に対する療養上の世話・指導又は説明を行う ③適切な看護技術の提供 ④市町村、その他の事業所の連携に努める

4.営業日時のご案内

営業日及び営業時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00	通常 9～11 名(事務職員含む)にて対応
	土曜日 8:30～12:30	状況に応じて 2～3 名にて対応
休業日	日曜日 年末年始(12/31～1/3)	待機者による対応

※休業日及び営業時間外は輪番制による待機者にて対応いたします。

5.事業所の職員体制及び職務内容について

職種	人数	職務内容
管理者	1 名	従業者の管理及びサービス利用の申し込みにかかる調整、業務の把握その他の管理を一元的に行う
正看護師	7 名以上	訪問看護計画書及び報告書の作成、サービスの提供、介護の相談等
理学・作業療法士 言語聴覚士	5 名以上	訪問看護計画書及び報告書の作成、リハビリテーションの提供、介護の相談等

6.サービスの内容・利用料及びその他の料金

(1)訪問看護サービスの内容

一般状態の観察・健康管理	栄養状態の管理・指導
食事介助の指導	各種チューブの交換介助
チューブ管理法の指導	吸引の実施・指導
服薬管理	疼痛コントロール
日常生活動作の維持・管理	清潔援助
気分転換活動の援助	創傷処置・処置法の指導
療養上の相談・指導	各種サービス業者との連携
介護者の健康管理など	リハビリテーション

※サービスの内容が訪問看護の一環としての リハビリテーションを中心としたものである場合、看護職員の代わりに理学療法士等が訪問してサービスを行います。

(2)訪問看護計画の作成

利用者の病状や身体状況および主治医の指示を踏まえて、サービスの提供を行う職種が共同して訪問看護計画書を作成し、それに沿ってサービスの提供を行います。

(3)利用料 (令和 8 年 6 月 1 日現在)

《介護保険》

介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた負担金となります(利用料金は1割～3割負担に区分されます)。

≪看護師による訪問の場合≫

訪問看護 提供時間	20分未満 (予防)	30分未満 (予防)	30分以上60分未満 (予防)	60分以上90分未満 (予防)
単位数	314単位 (303単位)	471単位 (451単位)	823単位 (794単位)	1128単位 (1090単位)

＊1単位の単価は10.70円となります。

＊早朝加算(6時～8時)1.25倍、夜間加算(18時～22時)1.25倍，深夜加算(22時～6時)1.5倍となります。

＊訪問看護指示書有効期間内の利用者で、予定された訪問看護がない場合のオンライン診療の補助を行った場合は20分未満の単位数が月に1回に限り算定されます。予定訪問看護実施時にオンライン診療の補助も行った場合は補助に要した時間を合算した訪問看護費を算定します。

≪理学・作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合≫

訪問看護(リハビリ) 提供時間	1回20分 (予防)	2回40分 (予防)	3回60分 (予防)
単位数	294単位 (284単位)	588単位 (568単位)	795単位 (426単位)

＊1単位の単価は10.70円となります。

＊厚生労働大臣が定める施設基準(前年度の看護師・理学療法士等の訪問件数実績、緊急時訪問看護加算・特別管理加算・看護体制強化加算の算定実績)に該当する指定訪問看護事業所(指定介護予防訪問看護事業所)は1回8単位が減算されます。

＊利用開始月から12月超の利用者に理学・作業療法士、言語聴覚士が介護予防訪問看護を行った場合、上記の介護予防訪問看護費の減算(1回8単位減算)を算定している場合は1回15単位が更に減算され、算定していない場合は1回5単位が減算されます。

＜その他の加算＞

上記に加え、下記の事項に該当する場合に所定の加算単位数が算定されます。

(退院時共同指導加算)600単位/回

入院中または入所中の方に対して主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行い、その内容を提供した場合、退院または退所後初回訪問看護時に1回(特別管理加算算定者は2回)に限り算定されます。

(初回加算)(Ⅰ)350単位/月 (Ⅱ)300単位/月

初回加算は2ヶ月以上当院訪問看護からの訪問看護の提供がない方に新たに訪問看護計画書を作成した場合に初回の訪問看護を行った月に1回のみ算定されます。(＊但し、退院時共同指導加算を算定した場合は算定できない)。

病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合に(Ⅰ)、退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に(Ⅱ)が算定されます。

(サービス提供体制強化加算Ⅰ)6単位/回

事業所内の看護師に対して計画的に研修を実施しており、勤続年数7年以上の看護師が30/100以上の在籍する体制である場合に訪問のたびに6単位加算されます。

(緊急時訪問看護加算Ⅰ)600単位/月 (希望する ・ 希望しない)

定期の訪問看護以外の時に体調不良となった場合の連絡相談・臨時の訪問を希望された方

に毎月 1 回加算されます。

（特別管理加算）

・特別管理加算Ⅰ（500 単位/月）：在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態や留置カテーテルを使用している状態の方等に算定されます。

・特別管理加算Ⅱ（250 単位/月）：在宅酸素療法等の管理が必要な状態や真皮を超える褥瘡の状態の方等に算定されます。

（長時間訪問看護加算）1 回 300 単位

在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ・ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態 1 時間 30 分を超える訪問看護の場合に加算されます。

（複数名訪問看護加算－30 分未満）1 回に 254 単位加算されます。

（複数名訪問看護加算－30 分以上）1 回に 402 単位加算されます。

同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき

イ 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合

（ 希望する ・ 希望しない ）

（ターミナルケア加算）2,500 単位/回

死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合に算定されます。

（看護・介護職員連携強化加算）250 単位/月

介護職員の痰吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や助言、同行訪問等の支援を行った場合に算定されます。

（看護体制強化加算）（Ⅰ） 550 単位/月 （Ⅱ） 200 単位/月

都道府県知事に届け出た事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化している場合に算定されます。（月によって算定基準の可否がありますので、その際はお知らせします。）

（予防看護体制強化加算）100 単位/月

都道府県知事に届け出た事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定予防訪問看護の提供体制を強化している場合に算定されます。（月によって算定基準の可否がありますので、その際はお知らせします。）

（専門管理加算）250 単位/月

訪問看護ステーションの緩和ケア、褥瘡ケアもしくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに関わる専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が定期的（月 1 回以上）に指定訪問看護を行うとともに、計画的な管理（1 月 1 回以上）を行った場合に算定されます。

（介護職員等処遇改善加算） 所定単位数（加減算を含む総報酬単位数）×1.8％

介護職員のみから介護従事者に対象を拡大し、賃上げを実現する措置を実施するため算定されます。（生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員は上乗せ措置を実施する。）訪問看護も対象となります。

《介護保険・定期巡回随時対応型》

介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた負担金となります（利用料金は 1 割～3 割負担に区分されます）。

介護度	利用単位数
要介護 1～4	2，961 単位/月
要介護 5	3，761 単位/月 （所定単位数に 800 単位加算）

＊1単位の単価は 10.70 円となります。
＊月途中からの利用開始や月途中での利用中止の場合、日割り計算により算定します。
＊短期入所系サービスを利用している場合、日割り計算により算定します。
＊月途中で要介護 5 から他の要介護度に変更となった場合、及び他の要介護度から要介護 5 に変更になった場合、日割り計算により算定します。
＊月途中で厚生労働大臣が定める疾患（癌末期等）に切り替わった場合、日割り計算により算定します。以降「介護保険」から「医療保険」に切り替わります。
＊急性増悪等により特別訪問看護指示書が主治医より交付された期間は、1 日につき 97 単位を所定単位数から減算されます。

＜その他の加算＞
上記に加え、下記の事項に該当する場合に所定の加算単位数が算定されます。
（退院時共同指導加算）600 単位/回
入院中または入所中の方に対して主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行い、その内容を提供した場合、退院または退所後初回訪問看護時に 1 回（特別管理加算算定者は 2 回）に限り算定されます。
（初回加算）（Ⅰ）350 単位/月 （Ⅱ）300 単位/月
初回加算は２ヶ月以上当院訪問看護からの訪問看護の提供がない方に新たに訪問看護計画書を作成した場合に初回の訪問看護を行った月に1回のみ算定されます。（＊但し、退院時共同指導加算を算定した場合は算定できない）。
病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合に（Ⅰ）、退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に（Ⅱ）が算定されます。
（サービス提供体制強化加算Ⅰ）50 単位/月
事業所内の看護師に対して計画的に研修を実施しており、勤続年数 7 年以上の看護師が 30/100 以上の在籍する体制である場合に毎月 1 回加算されます。
（緊急時訪問看護加算）600 単位/月 （ 希望する ・ 希望しない ）
定期の訪問看護以外の時に体調不良となった場合の連絡相談・臨時の訪問を希望された方に毎月 1 回加算されます。
（特別管理加算）
・特別管理加算Ⅰ（500 単位/月）：在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテルを使用している状態の方に算定されます。
・特別管理加算Ⅱ（250 単位/月）：在宅酸素療法等の管理が必要な状態や真皮を超える褥瘡の状態の方に算定されます。
（ターミナルケア加算）2,500 単位/回
死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合に算定されます。
（専門管理加算）250 単位/月
訪問看護ステーションの緩和ケア、褥瘡ケアもしくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに関わる専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が定期的（月 1 回以上）に指定訪問看護を行うとともに、計画的な管理（1 月 1 回以上）を行った場合に算定されます。

（介護職員等処遇改善加算） 所定単位数（加減算を含む総報酬単位数）×1.8％
介護職員のみから介護従事者に対象を拡大し、賃上げを実現する措置を実施するため算定されます。（生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員は上乗せ措置を実施する。）訪問看護も

対象となります。

《医療保険》　　●介護保険申請をお考えの際は必ずご相談下さい●

健康保険法に基づき下記は 10 割負担の料金ですので、自己負担額の割合等によって料金は異なります。

主治医が訪問看護を必要と認めた方でア）介護保険の対象でない方、イ）介護保険対象者のうち、

厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方（癌末期、急性増悪期等）は医療保険での算定となり、「訪問看護基本療養費」及び「訪問看護管理療養費」に加えて、該当する加算が算定されます。

訪問看護基本療養費	3 日/週	4 日/週以降
料　金	5,550 円/回	6,550 円/回※[1]
訪問看護管理療養費	毎月初日	2 日目以降
料　金	7,710 円/日	3,010 円/日※[2]

※[1] 理学療法士等が訪問した場合は5,550円/回　※[2] 単一建物居住利用者が 20 人未満を算定

＊早朝加算（6 時～8 時）、夜間加算（18 時～22 時）
1）同一建物内 1 人または 2 人　2,100 円/回
2）同一建物内 3 人以上 9 人以下　月 15 日目まで 2,100 円/回、月 16 日目以降 1,900 円/回
＊深夜加算（22 時～6 時）
1）同一建物内 1 人または 2 人　4,200 円/回
2）同一建物内 3 人以上 9 人以下　月 15 日目まで 4,200 円/回、月 16 日目以降 4,000 円/回
＊悪性腫瘍の方への緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合は 12,850 円/回となりますが、管理療養費はかかりません。
＊在宅療養に備えた試験外泊時の訪問看護は 8,500 円/回となりますが、管理療養費はかかりません。
＊交通費は実費となります。（100 円/回）
＊死後の処置は実費となります。（5,000 円）＋消費税

＜その他の加算＞
上記に加え、下記の事項に該当する場合に所定の加算料金が算定されます。

（退院時共同指導加算）8,000 円/回
入院中または入所中の方に対して主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行い、その内容を文書にて提供した場合、退院または退所後初回訪問看護時に 1 回（特別管理加算算定者は 2 回）に限り算定されます。

（特別管理指導加算）2,000 円/回
特別管理加算（重症度の高いもの）の対象者に対して、退院時共同指導加算に上乗せして算定されます。

（退院支援指導加算）6,000 円/回または 8，400 円（長時間の場合）
退院にあたって、訪問看護師が退院日に自宅で療養上必要な指導を行った場合に指導した翌訪問看護日に算定されます（翌訪問看護日までに再入院または死亡した場合はその日を算定日とする）。厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者に長時間訪問を行った場合（複数回訪問した際の指導に要した時間の合計が 90 分を超えた場合）には 8，400 円が算定されます。

（在宅患者連携指導加算）3,000 円/月
訪問歯科または訪問薬剤指導を行っている保険薬局と文書等により情報共有とともに療養上必要な指導を行なった場合月 1 回に限り算定されます。

（在宅患者緊急時等カンファレンス加算）2,000 円/月
通院困難な在宅療養中の方の急変等に伴い、主治医の求めにより主治医や薬剤師、介護支援専門員等と共に自宅に赴き、カンファレンスに参加し、それらの者と共同で必要な指導を行なった場合に月 2 回に限り算定されます。

（緊急訪問看護加算）（イ）月 14 日目まで 2,650 円/回 （ロ）月 15 日目以降 2,000 円/回
（ 希望する ・ 希望しない ）
24時間体制を確保している訪問看護ステーションにおいて、緊急の患者様の求めに応じて、在宅療養支援診療所または在宅療養支援病院の医師の指示により訪問看護を提供した場合に、1日につき1回限り算定されます。

（24 時間対応体制加算イ）6,800 円/月 （ 希望する ・ 希望しない ）

利用者の体調不良に備え、24 時間体制で相談連絡・臨時の訪問看護を行える体制にある場合に算定されます。

（複数名訪問看護加算）4,500 円/回 （ 希望する ・ 希望しない ）

利用者および家族の同意のもと、別に厚生労働大臣が定めた者に対し看護職員と同時に看護職員又はその他の職員による訪問看護を行った場合に下記の通り算定されます。

複数名訪問看護加算イ）：看護師等 4,500 円/週 1 回

複数名訪問看護加算ハ）：その他職員 3,000 円/週 3 回（ニ、ホ、への場合）

複数名訪問看護加算ニ）：その他職員 算定回数に制限なし（イ、ロ、ハの場合）

1 回/日 3,000 円、 2 回/日 6,000 円、 3 回以上/日 10,000 円

イ 末期の悪性腫瘍、神経難病等

ロ 特別管理加算の対象者

ハ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

ニ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者

ホ 身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者

ヘ その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる者

（長時間訪問看護加算）5,200 円/回

厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者に長時間訪問を行った場合週 1 回（15 歳未満の超重症児又は準超重症児は週 3 回）に限り算定されます。

（乳幼児加算）1，400 円/日または 1，800 円/日

6 歳未満の乳幼児に対して訪問看護を行った場合に算定されます。別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合にあっては 1，800 円が算定されます。

（特別管理加算）5,000 円/月または 2,500 円/月

別に厚生労働大臣が定める状態等にあり特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に重症度によって月 1 回を限度として算定されます。

（難病等複数回訪問看護加算）4,500 円/回または 8,000 円/回

厚生労働大臣が定める疾病等または特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対し、必要に応じて 1 日に 2 回または 3 回以上の訪問看護を行った場合に算定されます。

イ 1 日に 2 回の場合

1）同一建物内 1 人または 2 人 4,500 円/回

2）同一建物内 3 人以上 9 人以下 4,000 円/回

ロ 1 日に 3 回以上の場合

1）同一建物内 1 人または 2 人 8,000 円

2）同一建物内 3 人以上 9 人以下 月 20 日目まで 7,200 円/回、月 21 日目以降 6,900 円/回

（専門管理加算）2,500 円/月

訪問看護ステーションの緩和ケア、褥瘡ケアもしくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに関わる専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を終了した看護師が定期的（月 1 回以上）に指定訪問看護を行うとともに、計画的な管理（1 月 1 回以上）を行った場合に算定されます。

（訪問看護医療 DX 情報活用加算）50 円/月

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定されます。

（訪問看護医療情報連携加算）1,000 円/月

他の保険医療機関等の関係職種が ICT を用いて記録した利用者に係る診療情報等を活用した

上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定されます。

（訪問看護情報提供療養費）1,500 円/月

利用者に説明し同意を得て、利用者居住区の市町村等に対し、訪問看護の状況を示す文書にて保健福祉サービスに必要な情報提供した場合に月 1 回算定されます。

（訪問看護ターミナル療養費）(1)25,000 円/回 (2)10,000 円/回

ターミナル支援体制について利用者及び家族に説明した場合、かつ、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合に算定されます。

（訪問看護遠隔診療補助料）2,650 円/日

訪問看護計画に基づき定期的に行う指定訪問看護以外で、主治医が情報通信機器を用いた診療に際し、看護職員が利用者と同席の下で緊急に診療を受ける必要があると判断した場合に、利用者の同意を得て、訪問看護ステーションの看護職員が訪問し、診療の補助を行うことに係った場合に算定されます。（訪問看護指示書の交付がない介護保険の訪問看護利用者の場合は、医療機関と合議精算）

（訪問看護ベースアップ評価料）

当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善を図るため、訪問看護管理療養費を算定している利用者 1 人につき、月 1 回に限り算定されます。

訪問看護ベースアップ評価料	（Ⅰ）	（Ⅱ）
料　金（R8 年 6 月～R9 年 5 月）	1,830 円/月	40～1,040 円/月
料　金（R9 年 6 月～）	2,880 円/月	40～1,580 円/月

（訪問看護物価対応料）(1)

物価上昇に段階的に対応するため訪問看護管理療養費の算定に併せて算定されます。

訪問看護物価対応料	毎月初日	2 日目以降
料　金（R8 年度）	60 円/日	20 円/日
料　金（R9 年度）	120 円/日	40 円/日

(4)水道光熱費・消耗品費等

訪問看護提供に伴い、利用者宅で使用する水道光熱費・消耗品等は利用者の別途負担となります。

(5)キャンセル料金

利用者のご都合によりサービスの利用をキャンセルされた場合、以下の事業所規定のキャンセル料を戴きます。また、連絡なしに訪問時ご不在であった等で、2 度目以上の時は、保険給付額の 100%の金額を徴収いたします。なお、この場合は保険適応とはなりませんので全額自費でのお支払いとなります。但し、利用者の急変や入院、緊急やむを得ない場合は戴きません。

① ご利用の 24 時間前までにご連絡頂いた場合	無料
② ご利用の 12 時間前までにご連絡頂いた場合	保険給付額の 50%
③ ご利用の当日にご連絡頂いた場合	保険給付額の 100%

7. 訪問看護サービス内容について

契約締結後のサービス提供は、この内容に基づく訪問看護計画を作成し実施しますが、状況の変化、ご希望内容の変更などにより変更できます。

8. 利用料、その他の支払い

費用の請求方法	・利用料、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求いたします。

	・請求書は利用明細を添えて利用月の翌月 10 日以降に利用者あてにお届けいたします。
費用のお支払い方法	・預金口座振替（介護保険、医療保険） ・領収書はお支払いを確認しましたら、郵送又は訪問時にお渡しいたします。必ず保管をお願いいたします。

9．秘密保持及び個人情報使用について

1）事業者及びその従業者は、サービス提供をする上で、知り得た利用者またその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

2）ただし、医療保険、介護保険法等の法令に従い、事業者が利用者の居宅サービスを円滑かつ一体的に実施するため、サービス担当者会議等で利用者もしくはその家族の情報を各サービス担当者と共有いたします。

3）使用する期間は契約日から契約終了日までといたします。

4）個人情報提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外に触れることのないようにいたします。

5）個人情報を使用した場合は会議、相手方、内容等の経過を記録いたします。

10．鍵の管理

利用者が独居（家族が不在で、日中のみ独居状態の方も含む）であり、自力での鍵の開閉が困難な場合等、必要に応じて鍵をお預かりすることがあります。お預かりした鍵は厳重に管理し、訪問看護サービス提供時及び緊急対応時以外には使用いたしません。

11．サービス提供の記録

1）訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等をサービス提供終了時に利用者の確認を受けます。

2）訪問看護の実施ごとにサービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供完結の日から 5 年間保存します。

3）利用者は事業者に対して保存される看護記録の開示を申請することができます。
看護記録の開示の申請がなされた場合は、開示委員会にて審査の上、開示することが可能です。

4）事業者は提供した訪問看護サービスの内容を確認するために、毎月報告書を作成します。

12.事業継続計画の策定等

地震、風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合にはサービスの提供を中止する場合があります。その場合は事業所から連絡します。やむを得ず事業所を休業する場合は他事業所に訪問依頼することがあります。

13.緊急時の対応について

訪問職員は訪問看護サービス提供中に利用者の病状に急変や事故が生じた場合、速やかに主治医へ連絡し、必要な処置を行います。

14.事故発生時の対応について

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、

利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

15.身分証携行義務

訪問職員は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときはいつでも身分証を提示します。

16.衛生管理等

1）訪問職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。

2）日頃より感染対策を行い、感染症発生時には利用者またはその家族に速やかに報告し対応致します。

3）訪問看護事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。

17.心身の状況の把握

訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18.苦情、相談への対応

訪問看護に関するご相談やご要望、苦情等がありましたら、下記にお申し出下さい。迅速かつ誠実に対応します。

1）医療法人徳洲会　福岡徳洲会訪問看護リハビリステーション　やよい

担　当：事業所管理者　脇坂　トヨ子

住　所：福岡県春日市須玖北４丁目５番地

電話番号：092-915-4110

受付時間：月～金曜日　9：00～17：00

土曜日　9：00～12：30

＊上記の受付時間帯以外は 090-9594-6469（管理者携帯）へご連絡ください

2）被保険者の居住区にある保健福祉センターおよび介護保険課

名　称		住所・電話
春日市役所	高齢課	816-8501　福岡県春日市原町 3-1-5 TEL:(092)584-1111 FAX:(092)584-1142
大野城市役所	介護支援課	816-8510　福岡県大野城市曙町 2-2-1 TEL:(092)501-2211 FAX:(092)573-8083
那珂川市役所	高齢者支援課	811-1292　福岡県那珂川市西隈 1-1-1 TEL:(092)953-2211 FAX:(092)953-0688
太宰府市役所	介護保険課	818-0198　福岡県太宰府市観世音寺 1-1-1 TEL:(092)921-2121 FAX:(092)921-1601
福岡市南区役所	福祉・介護保険課	815-0032　福岡県福岡市南区塩原 3-25-1 TEL:(092)561-2131 FAX:(092)512-8811
福岡市博多区役所	福祉・介護保険課	812-8512　福岡県福岡市博多区博多駅 2-8-1 TEL:(092)441-2131 FAX:(092)441-1455

3）福岡県国民健康保険団体連合会　事業部　介護保険課（介護サービス相談窓口）

住　所：福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号

電話番号：092-642-7859
FAX ：092-642-7856

19.虐待の未然防止と早期発見と対応について

1）事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止の為、次の措置を講じます。
①虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施
②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
③その他虐待防止の為に必要な措置

2）介護支援専門員、各種サービス事業者、医療福祉関係機関と連携をとり、利用者への権利侵害行為の早期発見に努め、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による人権侵害行為を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係機関へ通報します。

3）成年後見制度の利用支援を行います。

20.その他

1）健康保険証・介護保険証・公費負担受給資格者証等の確認を必要に応じさせていただきます。健康保険証の有効期限の更新、記号・番号等の変更や、介護保険証の更新、要介護度の区分変更が生じた場合は、速やかに訪問職員の訪問の際にお知らせ下さい。

2）利用者本人が意思表示できないと当事業所が認めた場合は、代理人が本人に代わりこの契約に関する意思表示を行うものとします。

3）当事業所は介護保険法により介護サービス情報を公表しております。

4）自宅でペットを飼われている場合、訪問看護中につきましてはケージや他のお部屋へのご移動のご協力をお願いいたします。（スムーズなケアの遂行とアレルギー・感染予防のため）

5）当事業所では、原則として処方薬の運搬等は行っておりません。（一日中、車で移動のため、車上荒らし等による紛失や処方薬の品質保持の観点により）。

6）訪問日・時間に関して、他の利用者の緊急訪問や交通状況によって定刻の到着が出来ない場合や変更になる場合があることを予めご了承ください。

7）必要なケアが予定時間より早めに終わった場合、ケア終了次第退室いたします。

8）当事業所は看護学生の実習や院内看護師の在宅看護の研修受け入れを行っております。

（ 同行訪問： 可 ・ 不可 ）

個人情報使用について

1.訪問看護サービスの提供に当たり、利用者及び家族の状況、介護の状況等の個人情報をサービス担当者会議等において開示します。

2.サービス担当者会議等に不必要な情報の開示は行いません。

3.情報共有に必要な書類

＊必要書類例
訪問看護指示書、訪問看護計画書及び報告書、居宅サービス計画書及びサービス提供票、看護要約、診療情報提供書、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証（マイナンバーカード）及び資格確認書、特定医療費（指定難病）受給者証、重度障がい者医療証、身体障害者手帳

4.個人情報の提供は必要最小限とし、利用者と家族の個人情報は関係者以外の者に情報が漏れることが無いよう細心の注意を払います。

＊使用する利用者の家族の情報とは、主に家族の介護状況（家族構成や誰がどのような状況で介護しているか等）等、居宅サービスを提供するうえで居宅介護支援事業者、医師、各サービス事業者等と情報の共有が必要と思われるものをいいます。
＊利用者の家族とは、実際に介護を行う家族もしくは親類を想定しています。